

バーレスク TS 運営会社関係者が 罰金刑に処せられた件についてのお詫びとお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和 6 年 3 月 25 日、バーレスク TS(以下「当店」といいます。)運営会社代表取締役及び店舗責任者が罰金刑に処せられたこと、及び今後の当店の運営方針に関して、ご報告いたします。

今般、既に報道されているように運営会社代表取締役及び店舗責任者の 2 名が風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律違反の罪により、各金 30 万円の罰金刑に処せられました。

お客様、関係者の皆様におかれましては、大変なご心配とご迷惑をおかけしましたこと、深くお詫び申し上げます。

当店は「特定遊興飲食店営業」の許可のもと営業をしていたものの、法的概念の認識理解の不十分さから「風俗営業」の許可を取得していなければならない「接待行為」を行ってしまい、今般の事態に至ってしまいました。

この度の過ちを踏まえ、改めて関係行政機関、専門家とも相談いたしました。その結果「特定遊興飲食店営業」の範囲での営業については行っても問題ないという回答を得ておりますので、この範囲での営業を遵守し、接待行為等がなされないよう格別の注意をした上で、通常営業を行うとともに、関係行政機関から指導・命令等なされた場合には速やかに従う予定であります。

なお、一部報道機関から報じられていたような「反社会的勢力との繋がり」については、一切存在しておらず、実際に反社会的勢力であることによる民事、刑事及び行政的な処分を受けていないことも、重ねてご報告させていただきます。

今後は、事態を重く受け止め、再発防止措置をとる等、全社をあげて信頼回復に向けて全力で取り組んで参ります。

引き続き、ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

令和 6 年 3 月 25 日
バーレスク TS